

令和 5 年度

決算に係る健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見書

大田原市監査委員

大監第17号
令和6年8月23日

大田原市長 相馬 憲一様

大田原市監査委員	三浦 宏
同	花塚 信義
同	引地 達雄

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和6年7月10日付け大財第95号により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和5年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、計数の確認を行い実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和5年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率 及び資金不足比率	令和5年度 決算に係る比率	早期健全化基準 又は経営健全化 基準	備 考	
			令和4年度 決算に係る比率	令和3年度 決算に係る比率
1 実質赤字比率	—	12.53	—	—
2 連結実質赤字比率	—	17.53	—	—
3 実質公債費比率	6.7	25.0	6.2	6.0
4 将来負担比率	21.0	350.0	37.0	51.9
5 資金不足比率				
(1) 水道事業	—	20.0	—	—
(2) 下水道事業	—	20.0	—	—

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は6.7%で前年度より0.5ポイント上昇し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は21.0%で前年度より16.0ポイント下降し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

(4) 要望事項

本市の令和5年度決算に係る財政の健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断基準を相当程度下回っている。

各比率の審査を行った結果、前年度と比較すると実質公債費比率は若干増加したものの、将来負担比率は大幅に減少しており、財政の健全化に向けた努力が見受けられた。

本審査では、各指標算出の過程において、決算審査で聴取した市の様々な事業の実施や取組の成果を改めて認識し、当年度における健全化判断比率等は、それらに裏付けされたものと確認した。今後も引き続き、歳入の確保に万全を期すとともに歳出の徹底した見直しを行い、健全で持続可能な財政運営に努められたい。